

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 事業所名、労働者派遣の実績及びマージン率等

事業所の名称 株式会社カネカツ

事業所の住所 愛知県常滑市飛香台7-12-1

許可番号 派23-303667

派遣

①2026年6月1日付 派遣労働者数 1人

②2025年度 派遣先事業所数(実数) 2事業所

③2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額
15,730円 ※(8時間 全業務平均)

④2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額
10,620円 ※(8時間 全業務平均)

⑤2025年度 マージン率平均 32.5%

$(③ - ④) \div ③ \times 100$

マージン率とは

派遣先より(株)カネカツに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

2. マージンに含まれる費用

・社会保険料

(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分)

・有給休暇費用

(年次有給休暇取得時にかかる賃金)※派遣先への請求はできません。

・会社運営経費

・健康診断費用

(一般検診及び生活習慣病予防健診の受診費用)

・募集費用

(派遣労働者の募集にかかる、求人誌及びインターネット等の求人媒体費)

・就業管理費用

(教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等の派遣労働者の就業に関する費用)

・営業費用

(営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続き費用)

・営業利益

(労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益)

3. 教育訓練に関する事項

●ビジネスマナー教育

●各種研修

●人材派遣のシステム(基礎)

4. 平均的な派遣料金の内訳

派遣労働者の賃金	70.0%
社会保険料	10.9%
派遣スタッフの有給休暇費用	4.2%
諸経費	13.7%
営業利益	1.2%

5. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期限 令和9年3月31日)